

令和3年(2021年)第4回ニセコ町議会臨時会

令和3年(2021年)4月27日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1号 町税条例等の一部を改正する条例
- 5 議案第 2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 3号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 4号 請負契約の締結について(ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事)
- 8 議案第 5号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
- 9 議案第 6号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算

○出席議員(10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
総務課長	福村一広
企画環境課長	高瀬達矢
税務課長	鈴木健
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
商工観光課長	齋藤徹
商工観光課参事	高橋葉子
上下水道課長	石山康行
総務係長	馬淵淳

財 政 係 長 島 崎 貴 義
教 育 長 片 岡 辰 三

○出席事務局職員

事 務 局 長 阿 部 信 幸
書 記 佐 藤 秀 美

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、小松弘幸君、8番、高木直良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課、鈴木健君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、商工観光課長、齋藤徹君、商工観光課参事、高橋葉子君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号から日程9 議案第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、議案第1号 町税条例の一部を改正する条例の件から、日程第9、議案第6号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件まで、6件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） おはようございます。本日は、この庁舎での正式な議会が最後の議会ということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、先程ご説明がありましたとおり、日程第4から日程第9まで続けてご説明をさせていただきます。

まず日程第4、議案第1号 町税条例等の一部を改正する条例についてご説明をいたします。議案の2ページをお開きください。

議案第1号 町税条例等の一部を改正する条例。町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年4月27日提出、ニセコ町長 片山健也。

7ページをまずお開きいただきたいと存じます。下段の提案理由を説明いたします。地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するというところでございます。

議案にお戻りいただきまして、3ページの本文をお開きください。まず、この条例の構成でございますが、3ページ上から始まる第1条において、昭和29年施行であります町税条例の一部を、このページから5ページの中ほどにわたって改正をしております。次に、5ページの中ほどでございますが、第2条において、令和2年度施行の町税条例等の一部を改正する条例の一部を17行にわたって改正しております。ここまでが条例本文でございまして、以下、5ページの下5行目から7ページの中段までが条例の附則の改正になってございます。

それでは、改正内容につきまして、別冊の説明資料により説明をいたしたいと存じます。第4回ニセコ町議会臨時会説明資料と書いたものをご用意ください。おめくりいただきまして、1ページでございます。まず、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、固定資産税については、税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置きます。それから軽自動車税は環境性能割の税率区分を見直し、臨時的に税率を1%分軽減、種別割のグリーン化特例は重点化等を行った上で2年間延長します。個人住民税の住宅ローン控除について、控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長を行いますということでございます。

次に、改正の概要でございます。まず、改正概要の1つ目、固定資産税については新型コロナウイルス感染症等の影響に配慮し、令和3年度に限り、税額が増額する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられるということでございます。その次、黒丸の2つ目。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業の事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、また、法の改正を前提に、適用期間を2年間延長するとしております。その下、黒丸の3つ目、軽自動車税環境性能割について、税率を1%分軽減する特例措置を9か月延長するというものでございます。それから種別割のグリーン化特例について、特例の期限を2年間延長するというところでございます。それから、黒丸の4つ目、個人住民税の住宅ローン控除については、所得税額から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で個人住民税額から控

除するとしているところがございます。

続きまして、改正条例個別条項の改正内容でございますが、以下、今回の改正条例の第1条から始まり、2ページの下段、第2条まで改正する各条項の内容と施行期日を記載してございます。また、これらの改正等は、別冊の新旧対照表の1ページから16ページにまとめてございます。後ほどご確認をいただければと存じます。

議案の5ページ下段に戻っていただきまして、附則でございますが、第1条の施行期日以下、7ページ中段にかけて、第2条町民税、第3条固定資産税、第4条軽自動車税に関する各経過措置を記載してございます。

最後に、議案の7ページの下段、町民参加等の状況でございますけれども、今回の改正は関係法令の改正に伴うものでございますので、住民参加の手続きを要しないとしているところがございます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続いて、日程第5、議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。8ページをご覧くださいと存じます。

議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年4月27日提出、ニセコ町長 片山健也。

9ページをお開きください。下段の提案理由でございます。地方税法の一部改正が令和3年3月31日に施行され、押印義務、いわゆる印鑑を押す義務等の見直しにより、押印を要しないこととされ、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するということとしております。

このニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の内容につきましては、先ほどの別冊の新旧対照表17ページをお開きください。表の左側、第4条第4項にある、「審査申出書には審査申出人が押印しなければならない」とある条文を削り、それによりまして、第5項、第6項がそれぞれ繰り上がり、第4項、第5項となります。また、第8条第5項中、「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」、これを「記載しなければならない」と改正します。

議案9ページにお戻りいただきたいと存じます。議案9ページ、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するというところでございます。

最後に議案の1番下、住民参加の状況ですけれども、今回の改正は関係法令の改正に伴うものということで、住民参加の手続きを要しないとしております。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第6、議案第3号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてということでご説明をいたします。10ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年4月27日提出、ニセコ町長 片山健也。

11ページをお開きいただきたいと思います。下段の提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者などに係る国民健康保険税の減免に対する財政支援

の基準に基づいて行っている減免措置について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある、令和2年度及び令和3年度国民健康保険税の減免を行った場合も、減免する費用について財政支援の対象となるとの取扱通知があったことによりまして、条例を改正する必要があるため、本条例の提出をするというものでございます。

別紙の新旧対照表の18ページをご覧くださいと存じます。左が現行、右が改正でございます。ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、ここに記載のある第26条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の特例を設け、かつ、その期間を規定したもので、昨年6月議会において、左欄のとおり条例化をしたものでございます。今般はこの規定を1年分延長するために、右表のとおり期日を改正するというものでございます。

続きまして、当該第26条による減免等の内容につきましては、昨年決まった内容と変わりありませんが、改めてということで別冊の説明資料の3ページをご覧くださいと思います。こちらのほうに再度、記載をさせていただいております。新型コロナウイルスに関連し、世帯主の死亡、傷病、それから収入減少等に応じた減免や免除の内容、また、その減免額の算定方式を記載しております。なお、当該内容は昨年6月に説明した内容と同じで変わりはありません。

議案にお戻りいただきまして11ページ中ほどですが、附則として、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用します。

最後に住民参加の状況ですが、関係法令の改正に伴うものであり、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして日程第7、議案第4号 請負契約の締結についてご説明をいたします。議案の12ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号 請負契約の締結について（ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事）。次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 令和3年度ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事。
- 2、契約の方法 指名競争入札。
- 3、契約の金額 1億2,265万円。
- 4、契約の相手方 志田・長澤経常建設共同企業体、代表者 虻田郡ニセコ町字有島90番地22、株式会社志田建設 代表取締役 秋田谷守。

令和3年4月27日提出、ニセコ町長 片山健也。

まず、工事個所については、説明資料の4ページに載せてございます。アンヌプリの麓のところ、曾我地区配水管更新工事はここの場所ということで図面に記載してございます。

本件は、ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事に係る契約に関するもので、曾我地区の林道ニセコ東山線及び町道1号線に平成6年度に布設された水道管を更新するものでございます。直径75ミリが延長1,033m、直径100ミリが1,629.7m、直径150ミリが723mとなっており、いずれも耐震管へ布設替えをする工事ということでございます。4月7日に、指名選考委員会を開催しまして、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち、工事实績を考

慮して、ニセコ町の事業者1社、倶知安町の事業者4社、真狩村の事業者1社、経常建設共同企業体事業者1社の計7社を指名いたしました。4月23日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が1億1,360万円、最低額が同じく消費税抜きで1億1,150万円となりまして、志田・長澤経常建設共同企業体に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は97.21%でございました。工事の工期については、議決の後、令和3年11月30日までを予定をしております。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第8、議案第5号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算についての説明でございます。横長の議案をご用意ください。

議案第5号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,512万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,211万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月27日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開き下さい。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページが歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入です。5ページ歳出をご覧ください。今回の補正額合計1億8,512万7,000円の財源については、国道支出金で5,031万2,000円、その他で1,700万円、一般財源で1億1,781万5,000円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明申し上げます。11ページをお開き下さい。2款総務費、1項総務管理費、8目自治創生費、20節貸付金のN I S E K O生活・モデル地区構築事業資金貸付金1億円の計上でございます。2018年(平成30年)6月、国の自治体SDG sモデル事業に選定された「N I S E K O生活・モデル地区構築事業」では、本町の行政課題となっている住宅不足・担い手不足の解消を目指しており、併せてSDG sの理念を取り入れ、省エネルギー化による域内経済循環の向上や政策的混住による活発なコミュニティ活動の推進を目指す公共的な取り組みとしての住宅群整備を行います。本事業の展開としては、2018年からの議論を経て、町と地元事業者、専門家団体が共同出資し、事業の運営主体となる「株式会社ニセコまち」を設立し、取り組みを進めているところでございます。今年度は、運営主体である株式会社ニセコまちの土地造成を計画的に進めるにあたり、土地取得などに係る当面の資金支援として、町から1億円の貸付けを行う準備が整ったことから、今回N I S E K O生活・モデル地区構築事業資金貸付金を補正するものでございます。貸付期間は実質20年(据置期間:実質10年、償還期間:10年(元金均等償還))で、無利子・無担保を予定しております。なお、本貸付けに併せて、土地開発公社の資金を寄附金として町が受領することとなっております。

続きまして12ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、27節繰出金の簡易水道事

業特別会計繰出金1,700万円は、簡易水道会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金を補正するものです。財源として、公共施設整備基金を充当します。

2目予防費、17節備品購入費の一般備品109万6,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種会場で使用する非接触型体温測定器を2台購入するための補正43万6,000円と、同じく、新型コロナウイルスワクチン接種において、アナフィラキシーショックなど救急に対応する救急カートを2台購入するための補正66万円で、合わせて109万6,000円の計上ということでございます。

その次13ページ、6款農林水産業費、1項農業費、10目農業経営基盤強化促進対策費、18節負担金補助及び交付金の強い農業・担い手づくり総合支援事業補助3,105万円は、国の予算で実施される令和3年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ）について、採択通知があったことから、町が間接補助事業者となり、歳入歳出を同額補正するものでございます。補助対象となるのは8経営体（法人3、個人5）で、先進的農業経営確立支援タイプと地域担い手育成支援タイプを合わせた総事業費1億1,506万3,000円のうち3,105万円が間接補助金として交付されます。これにより導入される主な機械や施設等は、トラクター3台、土壌を起すためのプラウ1台、作物の刈り取り・脱穀・選別を行うコンバイン2台、ビニールハウス1棟、醸造所増築などでございます。

14ページ、7款商工費、1項商工費、2目観光費の3,598万1,000円です。まず、補足資料をご覧いただきながら、事業の全体像をご説明申し上げたいと思います。補正資料をご用意ください。今回の補正は「ポストコロナを見据えた『持続可能な観光地域づくりモデル市町村』形成事業」を実施するため、申請していた地方創生推進交付金事業（補助率1/2）が採択されたことから、当初予算で計上しているもののほか、今後必要となる費用を補正するものです。なお、この事業は3年間の継続事業ということで実施するものでございます。補足資料の1ページをご覧ください。G S T C 関連の補正予算の事業概要です。まずG S T C とは何かということでございますが、Global Sustainable Tourism Criteria for Destinationsの略で、持続可能な観光の国際基準をいいます。近年のSDGs達成に向けた世界的な潮流や、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす大きな社会変容の中で、観光においても「持続可能な観光」という考えが必要になってきています。ただ観光客が多ければよいという考えから、「住んでよし、訪れてよし」の地域をつくるということが観光サイドからも重要との認識をされてきているということでございます。本町においても、ポストコロナ時代に「住んでよし、訪れてよし」の先駆的な地域を目指すため、持続可能な観光の国際基準であるG S T C を活用した観光地域づくりを、全国の7自治体と協力し、進めたいと考えております。連携を組む自治体は、G S T C による取組みを先駆的に始めた岩手県釜石市のほか、ニセコ町、弟子屈町、小布施町、宮津市、三好市、小国町、与論町の全8自治体です。まず、全体構成及び全体事業費ですが、資料の1ページ、8町村共通プログラムとして、①のアドバイザー支援事業から、④の協議会運営等まで4つの事業を行います。この事業実施にあたっては8市町村で協議会を設立し、事務局は今年2月に設立された「観光SDGs支援センター」が担います。ここに対し、参加市町村が400万円の負担金を拠出し、運営します。その下の、地域プログラムはニセコ町やニセコリゾート観光協会などが実施しますが、①の持続可能な観光地域整備計画策定事業から⑤のプロモーション事業までの5つの

事業を行います。これら事業の全体事業費は、右から2列目の下4,826万2,000円で、今回の補正額はこのうち3,598万1,000円となります。差引1,228万1,000円が当初予算計上額となります。資料の2ページをお開きください。①の持続可能な観光地域整備計画策定事業として、主に国際基準に対応したニセコ町観光振興ビジョンの策定のための進捗管理、並びに道の駅のあり方を検討するための事業でございます。内訳に関連する経費を9項目記載しております。全体事業費は当初予算及び今回の補正を含め352万6,000円を予定しております。3ページ、②の持続可能な観光地域づくり体制強化事業です。主な内容は、この事業をニセコ町内で統括して管理するサステナビリティ・コーディネーターの配置、当該コーディネーターのカンファレンス、いわゆる大規模合同会議や国内のミーティング旅費、それから会合を開く現地での借上料を計上しています。全体事業費は701万6,000円です。4ページ、③の持続可能な観光指標モニタリング調査事業です。主な内容は、今年策定するニセコ町観光振興ビジョンについて、持続可能な国際基準に準じた計画とするため、大学等とも連携協力しながら指標項目の検討やモニタリング調査等を実施します。全体事業費は515万円です。5ページ、④の持続可能な観光地域プログラム開発事業です。主な内容は、国際基準に対応した観光コンテンツの構築としての旅行商品造成やモデルエリアとしてのニセコビュープラザの基本設計、同施設の案内や販売強化、観光案内標識のデジタル化、フットパスの人材育成に取り組みます。全体事業費は2,100万5,000円です。6ページ、⑤の持続可能な観光地域プロモーション事業でございます。主な内容は、WEBマーケティングを導入したPR活動や、ニセコ町ならではの場所を活用した会議やコンサートなどを実施する、いわゆるユニークベニューを活用したPR動画づくりなどを行います。全体事業費は756万5,000円です。事業概要は以上です。予算書の14ページにお戻りください。全体事業費の内、今回補正する3,598万1,000円の内訳についてご説明申し上げます。まず、8節旅費の特別旅費19万5,000円は、先ほどの資料3ページの②の事業の内訳中、合同カンファレンス、釜石市を予定しておりますが、この旅費23万円、その下の合同ミーティング、これは東京を予定しておりますけれども、この旅費52万4,000円のうち、それぞれサステナビリティ・コーディネーターに随行する役場職員の旅費分を計上しています。10節需用費の印刷製本費6万6,000円と、その下11節役務費の手数料1万4,000円の合計8万円は、資料2ページの①の事業内訳の2つめ、フォーラム開催費用に関するチラシ印刷及び折込み手数料です。12節委託料の着地型旅行整備事業委託料714万円は、先ほどの資料5ページの④の事業の内訳中、着地型の旅行商品を増生・実施するため、観光協会に委託するものです。その下、持続可能な観光地域づくり業務委託料、減額の109万5,000円は、町の単独委託によりGSTC公式トレーニングプログラムの実施を予定しておりましたが、持続可能な観光モデル市町村協議会の共同事業、先ほど申し上げました資料1ページの400万円を拠出するという共同の事業でございますが、この事業として実施することになったことから減額補正するものです。その下、観光振興ビジョン策定進捗管理業務委託料179万7,000円は、資料2ページの下から5行目になりますが、国際基準を備えた本町の観光ビジョンとなるよう大学と連携して、その策定過程の進捗管理を委託する費用です。その下、多言語デジタル観光案内ツール作成業務委託料434万8,000円は、資料の5ページ、下から3行目になりますが、スマートフォンをかざすと多言語で案内などが表示されるよう、フットパスコースや観光施設などにその仕組みを導入するための費用です。その下、持続可

能な観光指標モニタリング調査業務委託料515万円は、資料の4ページの③に該当する委託ですが、観光振興ビジョンを国際基準に準じた計画とするため、新たに盛り込むべき指標項目の検討やモニタリング調査などを実施する経費です。なお、これら業務は、外部コンサルタント等への委託を検討しています。その下、18節負担金補助及び交付金の持続可能な観光モデル市町村協議会負担金400万円は、資料の1ページの共通プログラムでご説明しましたが、今回の事業を連携して実施するため、参加8市町村が負担金を拠出するものです。その下、サステナビリティ・コーディネーター事業補助682万1,000円は、資料3ページの全体事業経費701万6,000円から、先ほどご説明した役場職員の随行旅費19万5,000円を引いた残り682万1,000円を、主に今回の事業を全体的に統括する人材を観光協会に配置するための人件費及び旅費等の観光協会への補助となります。その下、フットパスガイド人材育成事業補助100万円、今年もフットパスの全国大会を実施しますが、ニセコ町で盛んになってきておりますフットパスのガイドの人材育成ということで計上しております。それから、観光案内・販売機能強化事業補助162万円は、資料5ページ下から5行目になりますが、観光案内やニセコビュープラザの物販強化のための観光協会が実施する人材育成研修等の補助です。その下、プロモーション動画制作事業補助492万5,000円は、資料6ページになりますが、ニセコ町ならではの美しい四季の風景と音楽を融合させた総合芸術的プロモーションビデオの撮影収録と動画配信を実施し、国内外に向けて新しいニセコのイメージを発信することで新たな魅力と可能性を広げ、アフターコロナに向けたさらなる認知度の向上を目指す観光協会の取組を支援します。

歳出は以上でございます。

6ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の地方創生推進交付金1,816万6,000円については、歳出でご説明しました岩手県釜石市をはじめとした全8自治体が共同事業として行う『ポストコロナを見据えた「持続可能な観光地域づくりモデル市町村」形成事業』について、地方創生推進交付金の内示があったことから関連する歳出予算と併せて増額補正するものです。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金109万6,000円については、新型コロナウイルスワクチン接種会場で使用する非接触型体温測定器及び救急カートの購入に伴い、財源となる国庫補助金を増額補正するものです。

7ページ、16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金の強い農業・担い手づくり総合支援交付金3,105万円は、国の予算で実施される令和3年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ）について、採択通知があったことから、財源となる交付金を補正するものです。

8ページ、18款、1項寄附金、1目、1節一般寄附金の1億円は、土地開発公社が有する現金については寄附金として設立団体に還元することが可能となっており、今回「N I S E K O生活・モデル地区構築事業」の運営を担う株式会社ニセコまちに、ニセコ町が貸付けを行うタイミングで、土地開発公社から町に寄附をいただくこととなり、今後受領が見込まれる寄附金を補正するものです。

9ページ、19款繰入金、1項基金繰入金、4目、1節公共施設整備基金繰入金の1,700万円は、簡易水道会計で実施する市街地区配水管更新実施測量設計について、公共施設整備基金を充当するため補正

するものです。

10ページ、20款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金の1,781万5,000円は歳入歳出均衡による補正です。

議案第5号についての説明は以上でございます。

日程第9、議案第6号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

議案第6号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和3年度ニセコ町のニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,100万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月27日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開き下さい。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が16ページ、歳出を17ページに載せてございます。

18ページが歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入です。

19ページ歳出をご覧ください。今回の補正額合計1,700万円の財源については、全て一般財源となります。

まず、21ページをお開き下さい。3款、1項、1目建設改良費、12節委託料の水道施設実施測量設計業務委託料1,700万円は、市街地区の水需要に対応するため、取水量（水源）の増強を検討していますが、同時に配水能力（水圧及び水量）の向上が必要となっており、その対策として国道5号線等にある配水管の口径を200ミリから250ミリに変更するための設計費用を補正するものです。内容としては、市街地区配水池から国道5号線までの布設場所を選定する基礎調査・測量を行うことと、国道5号線のうち町道羊蹄近藤連絡線の交差点付近から有島三叉路までの実施測量設計を行うものです。なお、今回の口径変更に合わせて配水管の耐震化も実施します。

続きまして、20ページをお開きください。歳入です。3款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金の1,700万円は、歳入歳出均衡に伴う一般会計からの繰入金です。

議案第6号に関する提案理由の説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午前11時まで休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時58分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案第1号 町税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 改正によっていろいろ軽減負担を図っていただけるということで、全体的には賛成するわけですが、こういった条例の今回の改正によって、どの程度の町民あるいは事業者の方が恩恵に浴するのか、あるいはおよそどの程度の実際の軽減の額が想定されるのか、もしわかればお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） 現在はまだ当初課税の最中でありまして、正確な数字として申し上げる段階ではないのですが、あくまで参考程度というようなかたちでご承知おきいただければと思います。今回の条例改正の中で一番大きなものは、固定資産税の土地の税額評価替えによって、土地が上がることによる税額の据置きというのが、恐らく町民の皆さんですとか土地を所有している納税義務者の方にとって恩恵を受けることができるものかと思いますが、評価額が今回の評価替えによりまして、増額となる土地をお持ちの納税義務者の方は、概算ですけれども約1,300件ほどございます。ですので、その方たちは本来は評価額が上がるので、土地に関する固定資産税額も増額というのが当初でございまして、そちらの据置きというのが今回の条例によって適用されると。ただ、個別の税額ですとかそういった部分につきましては、まだ課税の算定途中でありまして、正確な額をお示しできるのは課税後に概要調査という調査を経て、恐らく6月から7月ぐらいにもう少しきちんとした件数ですとか、税額についてご案内できるかと思っております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) これも継続して軽減していただくということで、政府の措置に対する対応だと思います。これについては申請主義だとは思いますが、この制度が継続することについての周知の仕方については、どのような配慮をされるのでしょうか。それともう一つは、これによってシステム改修というのは伴うのか伴わないのか、お聞きしたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 鈴木課長。

○税務課長(鈴木健君) まず周知方法につきましては、当初課税時期が国民健康保険税は6月中旬になってございますが、この際に6月広報はもちろんのこと、ホームページですとか、あらゆる媒体をもって通知はしたいと考えてございます。あともう一つ、減免に関しての情報というのは、かなり町民の皆さんにも浸透しておりますので、個別の相談についてはもう随時お受けしております。なるべく皆さんにはご負担をかけないかたちで減免にこぎ着けるように努力したいと考えてございます。2点目のシステム改修につきましては必要ございません。以上でございます。

○議長(猪狩一郎君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号 請負契約の締結について、ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、請負契約の締結について、ニセコ町簡易水道曾我地区配水管更新工事の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります質疑ありませんか。
高木議員。

○8番（高木直良君） いくつかございます。資料が伴っておりますG S T C関連です。これについて先般、政策案件の説明を受けました。今回その内容がさらに詳しく、事業費として計上されておりますけれども、全般的に今説明のあった資料にある中でこの事業に関連する組織といいますか、他の自治体、あるいは国際機関、それから補助対象者、町内でいえば観光協会、そういったところと非常に多岐にわたって、この単年度の間にこれだけの事業について首尾よく整えるというのは大変な作業だというふうに思います。一つはこの事業を推進するにあたっての商工観光課担当の運営体制がどのようにカバーされるかっていうか、このあいだ説明を受けた話や職員の話は聞きましたけれども、それはどのように体制として整えられるか。

それから具体的に聞きますが、例えば大きな趣旨として新たな考え方を持ち込むわけですが、基本的に今までニセコ町として築いてきたニセコ観光ビジョンを改めて改定をするということで、審議会で審議を進めます。これに絡んで今度のG S T Cがいろいろあるわけですが、この中でこの観光ビジョンの進捗管理に関わる審議会運営や進捗管理のための委託などが含まれております。この辺の関係がよくわかりません。観光ビジョンそのものはこれまでやってきましたから、審議をして策定していくということですが、観光ビジョン策定そのものの委託費ってというのはこれではわからないですよ。進捗をするための委託費は入っていますが、その本体をつくるそのものの委託費ってというのが、ここからはよくわからないので説明いただきたいと思っています。

それから、この事業の中で観光協会に委託するものも、先ほどの説明ではあったと思うのですが、観光協会はこのためにさらに人材を補強するというので、たしか人材を受け入れるわけですね。そういうことが説明されたと思います。あとはコーディネーター、それから補助するというのでフットパスですとか、あるいはプロモーション動画制作についても委託ではなくて補助になっています。作成する主体がどこかっていうのはよくわかりません。サステナビリティコーディネーター事業も補助になっていますので、どういうことになるのかちょっとよくわかりません。いろんなところと絡みが多過ぎて、全体像がよく理解出来ない部分がありますので、改めて補足的な説明を追加でお願いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○企画環境課長（齋藤徹君） まず一つ目ですが、推進体制、運営体制というところに関する質問ですが、その後の質問とも重複するとは思いますが、今回サステナビリティコーディネーターを観光協会のほうで配置することになっており、席を町の商工観光課のほうに逆出向のかたちで置く予定としております。そういったかたちで商工観光課の体制と観光協会の体制の強化を同時に図って、同時に連携して行っていくといったかたちをとろうと考えております。

続きまして、進捗管理の委託に関してですが、観光ビジョンをつくるそのものの委託ではなく進捗管理の委託とはどういった意味かというところですが、計画をつくるそのものは、まず最終的には町の、我々で執筆をしていくことになると思います。進捗管理というのは大学などと連携をして、例えばそれがG S T Cの基準など考え方に沿っているものかどうかといったところを、第

三者の目線で見てもらいながらだったりとか、あとその計画をつくっていく中で、例えばワークショップを開いたりだとか、また、そういった会議そのものをいろいろ設定したり回していったりするといった部分、また町民の参加の手法であったりだとか、そういった部分を様々サポートいただきながら、我々とともに大学とも連携して共同で行っていくと。そういった意味での進捗管理を委託するということなのです。

あと、観光協会に委託するものも多いと。観光協会に人材を配置するというのは、先ほどのサステナビリティコーディネーターで、町に籍を置くことにはなるのですが、中心的に回していく人物を1人雇用するというところなのです。

そして最後の補助や委託の主体はどのようになるのかなというところですが、例えば予算書の資料のほうで説明しますと、補正予算の14ページで項目立てしてあるもの、委託料と負担金補助交付金が並んでおります。この中で、1つ目として例えば714万の着地型旅行整備事業委託料、こちらについては観光協会へ委託する事業となっております。続きまして多言語デジタル観光案内ツール製作業務委託料、こちらについては町のほうから民間の会社へ委託するものです。持続可能な観光指標モニタリング調査委託業務についても、町のほうから民間のコンサルタントに委託するものです。負担金補助及び交付金の中でサステナビリティコーディネーター事業補助、こちらは観光協会に補助します。観光協会へのこの補助金の中からサステナビリティコーディネーターを雇ったり、カンファレンスやミーティングの旅費にあてるというかたちになります。フットパスガイド人材育成事業補助については、フットパス協会に対する補助を予定しております。観光協会販売機能強化事業補助については、観光協会に対する補助というふうに考えております。プロモーション動画制作事業補助についても観光協会に対する補助と考えております。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 説明についてはわかったのですが、全体的に外部との関係が非常に多いわけですね。共同研究とか、あるいはフォーラム、それから何とかの検討委員会、そしてビジョンを作るにあたっての審議会ということをやると、これは今までと同じだと思うのですが、その他に今回、今言ったような共同研究、フォーラム、検討委員会、モデル地域への視察とかですね、こういったことが豊富にというか、非常に多く盛り込まれていて、ここにあらわれているのは単年度の事業でありますけれども、非常に全体としてうまく進めるにあたっては相当の苦労が伴うのではないかとちょっと危惧いたします。その辺は当然町として、組織として行っていきますので、想定しつつやっていくこととは思いますが、町全体でカバーしていくということも必要ではないかなとちょっと感じました。

それと新しい考え方というか、私の意見なんですけれども、持続可能な観光ということについては、私は今方々であがってきている開発問題と非常に密接に絡んでくると思っています。今あちこちで海外資本なんかが開発をやろうとしておりますけれども、そういったことと、そういう事業者が当てにしている観光客、利用者、そういうものが本当に最近説明会など参加していると、心配な部分があります。そういった開発との関わりというのは、どこかに接点を設けていくのかどうか。開発の結果、例えばホテルから運営にあたってのCO2を結構、建物由来ということで多く出すわけ

ですけれども、そういったCO2削減の事業との関係とか、かなり総合的にこの観光の在り方については、特に持続可能性という視点から言いますと、総合的な取組にならないといけないのではないかというふうに考えております。その辺について、これは町長にお聞きしたいんですけれども、どのようなかたちでこの事業と既に進行している環境アクションプランとかですね、開発に対する景観条例の改定ということとの全体的な関係についてお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答えしたいと思います。私たちの町自体は環境モデル都市、それからSDGs未来都市の認定いただいて、これらを基本としながら総合計画、あるいは各種の計画に基づいて現在事務事業を進めております。この観光のGSTCの関連につきましても、まさに私たちがこれまでやってきた環境モデル都市、SDGs未来都市を引き継いで、観光版として町全体を変えていく大きな仕組みになるのではないかとこのように期待をしております。それが単に私たちの目線ではなくて、国際基準の中でニセコの環境の置かれている状況、観光の現在の状況を世界という視点から客観的に見る、その評価に沿っているかどうかということでもありますので、非常に重要な仕事だというふうに思っております。高橋参事はトーマツにいて、あるいはニセコへ来る前にはJTB総研で具体的な観光のプロとして活躍し、氷見市役所でもそういったことをやってきた専門職として、参事職を担っていただいております。この事業を推進するにあたっては、こういった専門人材、あるいは観光協会へこれから新たに入るコーディネーター等が連携をして、町全体でこういったサステナビリティ、持続性をどう担保していくかということをしかりやっていきたいというのが、今回のGSTC関連の予算の大枠ということでもあります。

現在の開発問題がいろいろあるということではありますが、これまで25年間にわたって、私たちの町自体はとにかく乱開発を防止しよう、それから市場の言ってみれば草刈り場にはしないということ町をポリシーとして進めてまいりました。したがって、こういった景観条例をつくったりという経過を見ていただく、あるいは町として毅然として対応していなければ、多分ここに80mぐらいのタワーがたくさんできていたのではないかとこのように思います。これまでも景観・環境を守るということで、こういった町の姿勢に共感する企業に来ていただくと。ホテルについてもそういったことを理解していただき一緒になって検討していただくということについて、町としても住民の説明会等においても、そういった情報を共有しつつ行っておりますので、今後ともこの姿勢はしかり貫いていくということにしております。景観条例も機械的に許可、あるいは届け出を受けているということはこれまでもありませんし、今後とも将来に持続するまちづくり、環境、景観、そして住民の暮らしというのが、将来に持続するような、そういった総合的な視点で、逐次判断をし、企業の皆さんともお話しをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 町長としてはいつも基本的な考え方はそうであるということでお話いただいているわけですが、現実に起きている問題というのをよく見ていただきたい。最近の事例の中では、投資目的あるいは投機という言葉使ってもいいぐらいの事業者が、これは海外資本でありますけれども、事業を進めようとしております。例えばある地域では、現在町の水道がないので、

別荘エリアですけれども自前の井戸を使っています。それからそこは温泉が使えるといううたい文句で、そういう施設も一応あります。ほぼ60坪ぐらいに切られている別荘地ですが、20棟から30棟同じような形のものをつくるということで地元では説明会が行われました。問題は、これは国籍が中国ですが、中国のサイトではもう販売をしているんです。住民が聞いたら、それはいや予約で販売ではありませんと言い訳をするわけです。そのような事業者が、実際にはニセコへ乗り込んできて既に着手しようとしているということもあります。当然その利用者が悪いわけではないので、そういう施設ができれば多く訪れるわけですね。そういったことが地域にとっては随分、開発圧力というか、地域の暮らしにも影響が及ぶということが今心配されているんです。ですから、そういう開発と、そういう観光というのは密接に結びついているということを十分留意していただくことが大事だなと思っています。言葉だけ持続可能と言っても、実際そういった資本を止めることはできないですが、内容を変えてもらうとか配慮してもらうとかということも大事だと思います。ですから、こういった大学関係の研究者と連携してということですが、私はあわせて町民の皆さんとも連携しながら計画もつくっていくという視点が非常に大事だと思いますので、これについてはぜひ配慮していただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 現在町内で一部開発、大規模開発とは言えないような状況であります。私が承知する限りは、いずれも当時原野商法時代に町との協議を一切なしに、私ども相当やり合ったような事業者さんもおられますが、原野商法でどンドンどンドン町の意向を無視して開発をし、あるいは道路を造り、細かな分筆を行ったというところに、最近住宅を建てる事例が出てきたというような状況であるというふうに思います。法律上は建築基準法であるとか様々な法律をクリアしていれば、それ自体は止めることはできません。ただ私ども、これまでの対応においては、事業者さんに住民の皆さんの共感、賛同を得てきちっと進めてくださいということを再三お願いしておりますし、ほとんどのところは今それに基づいて動いているのではないかと思います。昨日も地域の皆さんと、こういった対応をどうするかという協議を行っております。町として、これまでも機械的にどうぞどうぞというようなことはしておりませんし、これからもする考えはありません。ただ反対をして強行されたときに、地域づくりとしていかなものかだと思いますので、そこはできるだけ事業者にご理解をいただいて、ニセコの景観・環境、それからご近所に実際に暮らしている方がいればその暮らしている皆さんとの共感の中で事業を行っていただきたいと。それで変えられるものは変えていただきたいということを粘り強く、実際やっておりますし、これまで申請から設計を何回か書換えて、4年間かかっていまだ着工していない事業者もおられます。町としては、その持続性というのは言葉ではなくて、これまでも実際相当いろんなあつれきの中でやってきておりますので、そこはこれまでの考え方を継続していきたいと考えております。いろいろな個別の事例というのは、やはりコミュニケーションが大事だと思っておりますので、私どもに不備があれば、逆にいろいろな情報をいただければ大変ありがたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

木下議員。

○2番（木下裕三君） 14ページの観光費のサステナビリティコーディネーター事業、主にこの件を伺いたいのですが、今回の附属資料でG S T Cの事業の内容がいろいろと盛りだくさんで書いてあります。その中でこのコーディネーターが中心的な役割を担うというふうに解釈しておりますが、先ほど別の議員からも質問ありましたが、その際に新たに採用するというお話がありました。そこでちょっと確認したかったのが、これだけのいろいろな事業を行うにあたって、新たに外からこの人材を採用して配置する予定なのか、もしくは従来ニセコ町にいて何らかの事業をしていたり、あるいは観光協会の人だったりとか職員だったりという人を人材に配置するのか、その点伺いたと思います。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） 今のところ想定しているのは、外からというかたちです。外から中からというふうに決めて、公募をかけているわけではないのですが、基本的には内発的なものというよりは外部からを検討しているというかたちになります。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） そうなりますと、今回のこのG S T Cに関わる業務を新たに外からの人材が中心的なものを担うとなると、相当な技量を持った方なのかなど。新たな分野に関してなので。そうなりますと、ぼっと出の方がなれるとは僕は到底思えないのですが、何かこういった分野、あるいはこういった職種の方からみたいなの何か想定があるのか、もしくはもう既にお声がけが、こちらに来てもらえないかとか、実際のところあるのかどうか、その点伺いたと思います。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） はい、もちろん、例えばアルバイトだけしてこられた方とか、そういったかたちであるよりは、実際にこのG S T Cを行っていく中でロールモデルとして、中心的に実際にまわしていける人といった人材を期待しているというところでもあります。それで現在、私どものほうで実際コンタクトを取っている人物もおまして、もし今後採用がかなえば、我々の求める人材になるのかなあというところは今目星をつけ始めているところでもあります。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 最後に確認させていただきたい。先ほど3年の事業だとおっしゃっていましたが、そのコーディネーターの方は少なくとも3年いらっしゃる。その先ですよ、そういった方がつくっていく、もしくは構築しようとしている部分を3年という期限付でその方がやって、それで終了するかどうか、その予定だけでもいいので教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） 現在のところは3年間というかたちですが、もし観光協会とのマッチングがうまくいけばその先も当然継続雇用もあり得るというところです。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） これ確認なんですけれども、ちょっと私が見落とし気にならなかったことで重なる質問にもなるかもしれませんが、まずここに書いてあるG S T Cの関連なんです

けれども、先ほどから全国8自治体の名前は読み上げているんですけども、ここには明記してないんですけども、どこか書いてあるところありましたか、ちょっと私が見落とししたのかどうか、一生懸命探したんですけども、ちょっと見当たらなかったんですけども。この全国8自治体のって書いてあるのなら、ぜひそこを明記していただきたかったなと思っています。それで8自治体が連携して、いわゆる観光に特化したSDGsに相当する国際的な観光基準をもとにしたこういう事業を展開するということなんですけれども、この8自治体が連携したプロセスですね、どのようにして8自治体が連携するに至ったのか、そのあたりもちょっと教えていただきたいことと、いつからこれ通すところなのっていうことなんですけれども、これはどの時点から計画されていたのかその辺りをお聞きしたいと思います。そしてこれは特に国が事業としてやったわけじゃなくて、自治体のレベルで連携したということですね。そうすると、ここに書いてあるように予算は内閣府からのこういう地方創生推進交付金を活用したということなんですけれども、特に直接国がこれをしなさいというSDGsとは違ったタイプの事業だと思うんですけども、今お聞きしたことをまずちょっと教えていただきたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） まず8自治体の名称ということで、今回の資料に書いていなくて申し訳ないです。以前、議員協議会でお配りしたカラーの資料に記載していて、今回記載し忘れていたところなんです。自治体についてお答えしますと、岩手県の釜石市、北海道ニセコ町、北海道弟子屈町、長野県小布施町、京都府宮津市、徳島県三好市、熊本県小国町、鹿児島県与論町というかたちになっております。続きまして、その連携したプロセスといったところだと思います。そちらについては、今回国が音頭を取ったということではなく、あくまでも岩手県釜石市のほうが先行して、トップリーダーとしてこの事業を行っていたところではあるんですが、これまでの様々なミーティングやGSTCの研修等を通してネットワークができ上がってきたところなんです。その中で今回地方創生の推進交付金を共に手を組んで申請していこうと、そういった流れだったかというふうに記憶しております。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 今、齋藤課長から岩手県釜石市がまず先行していて、そこに他の自治体も一緒にやりましょうというかたちで、九州の鹿児島から入ってますので全国組織なんですけれども、もうちょっと説明していただきたいなって。ここに手を挙げて8自治体に収まったということなんですけれども、その辺りもうちょっと説明していただきたいなと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 私のほうからもお答えさせていただきたいと思っています。このGSTCの取組は実は観光、国のほうで2年前から取り組んでおります。そのときにニセコ町は運輸局からお声がけされて、当時北海道では釧路の阿寒地区と2地域でこのGSTCを取り組んだところから、去年は全国5か所モデル地区になりまして、北海道で唯一ニセコ町が地区指定されているという経過がございます。その取組をしていく中で、先行しているのは岩手県釜石市でございますけども、釜石市がそういったモデル地区、それから先進的に取り組んでいる地区を選定して、ヒアリング等

を行ってこの8地区を選定したという経過でございます。当然ニセコ町もお声掛けさせていただいてますし、弟子屈町など北海道の数か所にお声掛けをしていただいている中から、最終的に自治体として参加したいという意思表示をしたところが8地区だったというところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） もう一つですね、すいません。ちょっと私が見落とししてたらごめんなさい。これは期間っていうんですか、これをスタートして何年計画とか3年計画とか5年計画とか、そういうところは何か決めてるところがありましたでしょうか。すいません。ちょっと確認です。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） 3年計画です。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） ちょっと目先を変えて、12ページの予防費の備品購入費、その中のカート2台という説明がありましたけれども、具体的にどのようなものなのかちょっとイメージ出来ないものですから、それを教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど来から話題になっております14ページの負担金、補助及び交付金で、フットパスガイド人材育成事業補助で100万円を予定しておりますけれども、具体的にどのような人材をニセコ町として求められているのか、その点をお伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 1点目の備品購入費のカートとはというところでございます。正式名称が救急カートといいまして、イメージとしてはテレビドラマなんかでも救急搬送されるときに患者がベッドに乗って、その横に点滴をつるす物があって、そこに引き出しだとか、例えば汚物入れだとか、あと蘇生機等も一体的にその一つのカートの中に整理できるというものでございます。これを、例えば緊急時の搬送のときに使った場合、この中に全てのものが収納できるというものでございます。2台という点につきましては、例えば同時に救急搬送が必要な方が出た場合には、1台でというわけにはいきませんので、予備用として2台購入したいというものでございます。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） フットパスガイドの人材育成であります。フットパスについては非常にG S T Cの事業との親和性が高いツーリズムのコンテンツだと言われております。今、こういったコロナ禍の中ですので、外を歩いて地域の魅力を再発見していくといったことがすごくトレンド化してきているというところです。またコースの調整だとかコースの設定そのものが、地域の見直しというか地域の魅力の再発見につながっていくといったところもありますので、すごくこのG S T Cの事業の中でも注目している事業です。この人材育成の実際の事業の補助については、例えばただルートを案内したりルートを開発していくといったところももちろんですが、今回例えば救急救命の研修を取り入れたりだとか、もう少しニセコならではのスキルアップを図っていくといったところで人材育成をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） まずカートの方なんです、今回のコロナワクチンの接種に関わって必要なものというふうに説明を受けましたけれども、例えば終息した後に何か代替的に使い回しができるものなのか、それともあとはどこかにお蔵入りとなるものなのか、その点をお知らせください。また、その中でもし使い道があるとすれば、どのような活用方法があるのかというあたりも併せてお知らせをいただきたい。

それからフットパスでの人材育成に100万を投入するというのですが、どのような人材を育成するところの説明が私にはなかなか届かなかったと。つまり、救急救命ですとかそういうものの講習って、最終的にはニセコ町のフットパス協会が認定した指導員を育成したいのか、全日本の組織の人材を育成したいのか、ニセコ町として観光に関わるフットパスの人材育成の姿というものを教えていただきたいということで再度お伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの1点目の質問にお答えさせていただきます。これは通常の医療機器でございますので、今回のこのコロナワクチン接種のみに使用するものではございませんので、今後も引き続きニセコ医院のほうでインフルエンザ等の予防接種、あるいは通常の診療の中でも救急の対応があった場合には使用できるものでございます。今回購入し、さらに今後も引き続き使用する、同様の目的で使用するということが可能であるというふうに考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） 最終的にどのような人物像というか将来像ということですが、ニセコのフットパス協会が将来的につないでいけるようなかたちで、あくまでもニセコのフットパス協会のほうで認定をしていくかたちになっていくだろうというふうに考えております。また、この研修の中で単なるフットパスのということだけではなくて、今回のあくまでもG S T Cのプログラムの一つだといったところを認識していきながら、例えばフットパスのコースやイベントを企画を立案していける、そういった人材育成を期待しているというところです。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 再々度伺います。まず、カートの方については今後も使い回しができるといようなことですが、今の答弁の中ではニセコ医院で使うと言われましたけれども、これ町の備品ですから貸与するということか、それとも譲渡するということなのか、その点だけお伺いいたします。

それから、どうもフットパスにおけるガイド人材育成という姿がなかなかとらえ切れていないのかなというふうに思いました。もう一度お伺いいたしますけれども、ニセコ町フットパス協会が認定したものとなるという先ほどの答弁でしたけれども、ニセコ町フットパス協会が認めるのでしょうか。逆に私はそうではなくて、いわゆる全日本のフットパス協会の指導員ですとか、要するにコース設定から大会運営までできるような人材を町として育てていくんだというスタイルなら分かるんですけども、ニセコ町のフットパス協会が認定するとなると、そこに100万円も投入するのは難しいんじゃないかなと考えるのですが、再度その点具体的にどう進めたいのかという点をお知らせいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 無償での対応になるかなというふうに思っています。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 私もフットパス協会の会員でございますので、その辺の背景をもとに説明しますと、日本のフットパス協会、町田のほうにありますけれども、日本全体としてはまだフットパスの成熟度が上がってきていないという状況でございます。日本全体で成熟度を上げていくというのがまず一つ重要な点でございますけれども、その上で将来的にはニセコ町として考えるガイドとしては専門ガイド、例えば山岳ガイドとかいろいろ専門的知識を要した様々なガイドがありますけれども、そういった専門のガイドをまず育成していきたいと、それには認証っていうのが非常に重要だと思います。それで、認証制度も併せて日本の中できちんと議論されて、認証制度をきちっとつくっていくっていうところが、目下目標としているところかなと思いますし、最近ロングトレイルだとか長く歩くスタイルとか短いフットパスだとか歩くというスタイルがいろいろありますので、そういったものを相対的にガイドとして認証していくような機関が今後出ていくものだというふうに専門家の中では話し合われておりますので、そこまでのレベルに上がるように人材育成を積み重ねていきたいと思っております。ニセコ町フットパス協会も確かにいろいろ活動されておりますけれども、まだまだボランティアとかそういうアマチュア的なところの要素が非常に強いので、それも含めて団体も人も成熟度を上げていくということが目下の目標でございます。そのための基本的な知識を国内外からいろいろいただきながら高めていくということを考えております。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 団体育成の部分が含まれるということと、いわゆる今回の予算計上した趣旨とがどうも合致しないのではないかと。長期的には人材育成に向けて様々な対応といたしますか、プログラムを作ってみたり、それからそのプログラムに従って講習会等を開いたりということにつながっていくのだらうと思うのですが、今回ここで予算をみるということはやっぱりある一定程度の成果が期待できるものをあげていると私は考えますので、ただここに100万円補助してこういう人材ができあがるというものがなければ、ちょっと予算としての趣旨から逸脱するのではないかというふうに思うのです。先ほど事業全体で3か年という説明もありましたけれども、例えばこのフットパスの人材育成100万円も3か年の300万というようなことなのか、その辺も含めて再度お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） まずフットパスとこのGSTCの趣旨についてですけれども、GSTCの考え方の一つは非常に大きい分野として環境というものがございます。環境というキーワードの中でのツーリズムを考えたときに、フットパスっていうのが非常にマッチングするというふうになんと言われておまして、必ずしもGSTCとフットパスがマッチングしないわけではないということで、その中で世界的潮流としては歩く、特にイギリスだとか、あとアメリカやカナダのロングトレイルだとか、そういう歩くというスタイルと環境と結びつけた取組をされているということから、

この事業についてはG S T Cとフットパスは密接な関係があるというふうに思いますので、3か年300万というわけではなくて、取りあえずその年度100万をみますけども、次年度はその状況によって金額が変わっていく可能性はあるのかなと思います。ただ、フットパス事業自体は3年間見てどこまで水準を上げていけるのか、もしくはその国際水準から見てどの位置にたどり着けるのかというところは、毎年計測する必要がありますので、3か年の中で何らかのフットパス事業は進めていかなきゃいけないというふうには認識しております。なかなかフットパスに対する理解度もまだまだ熟成されていないところもありますので、それらも含めて今年全国大会も開かれますし、いろんな取組の中でまた浸透を図っていくっていうのもこの事業の3年間の目標でもありますので、そういったことも踏まえて進めていきたいというふうには考えております。

○議長（猪狩一郎君） 以上でよろしいですね。

○1番（篠原正男君） 何回もすみませんが、絶対噛み合っていないですよ。ここでは人材育成をするという目的で予算化しようとしているのに、人材育成ではなくてフットパスをやるのが主体だという説明じゃないですか。だから人材育成をするのであれば、ニセコ町としてもしくはこの事業としてどのような人材を育成されるのですか、どう結果として求めていくのですかというのが私の質問なんですよ。それに対して答えとしては、フットワーク全体が世界的潮流かどうかわかりませんが、いわゆる8町村で行う事業全体に合致するんだという説明ではないかというふうに理解しているのですが。だからそこが噛み合っていないですよ。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） ちょっと私の説明が悪いのかと思うのですが、人材育成の水準ってどこまで上げるのかっていうレベル指標があれば、そこまで、例えばA B Cってあったら取りあえず今年度はCランクまでの人材育成をしていきますよっていうような指標があれば、非常にわかりやすいのかなと思いますが、フットパスに関しては先ほども言いましたとおり、人材の育成っていう部分もまだまだそういうような認証制度だとかそういう基準レベルを数値化したものがまだありませんので、今回の事業の中では最終的には先ほど齋藤課長からもありました応急措置だとか、例えばその環境に即した説明ができるだとか、あと国際G S T Cの中で求められている例えば説明できるガイドの育成というところで、どの辺までガイドを説明できるかとか、そういったところを事業の中で進めていって、その尺度をはかるのは例えば今回予算の中で見ております持続可能な観光指標モニタリング調査というのがありますので、そちらの中でしっかり図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） ちょっと噛み合っていないようです。この件の問題についてはまた再度改めて説明してもらいたいと思います。

他に質疑ありませんか。

山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今のフットパスの部分についてということで、福村課長のほうから説明もありましたその指標がないけれどもある程度のガイドの育成の部分の指標に合致したものをということでございましたが、つけ足してお話をさせていただくならば、フットパス事業そのものにつ

いてはやはりこのG S T Cと深く親和性があると。なので、これについてはG S T C事業としては欠かせないものと町としては考えていると。そこで、そのフットパスを広めていくということも含めたガイドの育成をすることが、最終的にG S T Cを広めていく一つのツールになるだろうという考え方の中で、ガイド育成というものをここに盛り込んだということでございます。それで、今後のガイド育成という中に基準ということとは別に、広くニセコ町内でもいろいろな方がフットパスのコースをつくり出し、そしていろいろな対象者を元にフットパスを行う中で、多くの方がガイドとしてニセコ町内の様々な魅力を解説しながら、ニセコの魅力を伝えていける人材を育成するという広い意味での裾野を広げるといいますか、そういう意味合いも含めてということで、先ほどの福村課長の説明の他に、裾野を広げたガイド育成というものもニセコ町としては視野に入れていくということでございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員、よろしいですか。高橋参事のほうから補足ありますか。ないですか。皆さん納得できましたか。

○1番（篠原正男君） ガイドの育成を目指す補助金ならわかります。人材育成の補助金ではなく、育成を目指す補助金がではないかと考えております。

○議長（猪狩一郎君） この件については今結論が出ないので、再度観光のほうで煮詰めてよろしく願いいたします。篠原議員、それでよろしいですか。

○1番（篠原正男君） はい。

○議長（猪狩一郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号、令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号、令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和3年第4回ニセコ町臨時議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後12時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (自 署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (自 署)